

令和7年1月1日受診分から

# 子ども医療費助成制度

熊本県内

## 窓口無料化※を行います

子ども医療費受給者証とマイナ保険証等を窓口で提示すると  
熊本県内の医療機関の窓口負担が無料(現物給付)になります

**旧** 令和6年12月31日受診分まで

	阿蘇市内	熊本県内	熊本県外
通院	窓口無料※	申請による払戻し	申請による払戻し
入院			

**新** 令和7年1月1日受診分から

	阿蘇市内	熊本県内	熊本県外
通院	窓口無料※	窓口無料※	申請による払戻し
入院			

※一部対象外あり

### 受給者証が新しくなります

阿蘇市子ども医療費受給者証 熊本県内現物

公費負担者番号	
受給者番号	
子氏名	
ど住所	
も生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
受給者氏名	
年 月 日 交付	熊本県阿蘇市長

**令和7年1月1日から**

・ 令和7年1月1日より、黄色の受給者証をご利用ください。  
(現在お持ちの緑色の受給者証は、令和7年1月1日以降各自で破棄してください)

詳しくは阿蘇市HPをご覧ください。

阿蘇市 子ども医療

検索



### お問い合わせ



阿蘇市福祉課子育て支援係

☎ 0967-22-3167

### 連絡事項

#### < 子ども医療費助成の対象外となる場合 >

保険外診療、予防接種、健康診断、入院時の食事療養費、スポーツ保険対象の診療、就学援助医療券による助成を受けられる診療、第三者行為(交通事故など加害者がいる場合の診療)

#### < 窓口無料化の対象外となる場合 >

- ・ 熊本県外の医療機関・調剤薬局で診療を受けた場合
- ・ 受給者証と保険証の提示がない場合
- ・ 整骨院・鍼灸院等(保険診療分)の診療を受けた場合
- ・ 治療用装具(保険診療分)を作成した場合

一旦医療機関等で医療費を支払い、後日福祉課または各支所で払戻しの申請をしてください。  
(診療の翌月から1年間有効)

